

**【報酬告示の改正案】**

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(平成 27 年 8 月施行分)



○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年八月一日施行（予定）】  
 （変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） (-) 介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i～v (略) b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 594単位 ii 要介護2 661単位 iii 要介護3 729単位 iv 要介護4 796単位 v 要介護5 861単位 (-) 小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i～v (略) b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 747単位 ii 要介護2 810単位 iii 要介護3 877単位 iv 要介護4 940単位 v 要介護5 1,002単位 (2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） (-) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i～iii (略) b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 594単位 ii 要介護2又は要介護3 700単位	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） (-) 介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i～v (略) b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 547単位 ii 要介護2 614単位 iii 要介護3 682単位 iv 要介護4 749単位 v 要介護5 814単位 (-) 小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i～v (略) b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 700単位 ii 要介護2 763単位 iii 要介護3 830単位 iv 要介護4 893単位 v 要介護5 955単位 (2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） (-) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i～iii (略) b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 547単位 ii 要介護2又は要介護3 653単位

- 1 -

iii 要介護4又は要介護5 828単位	iii 要介護4又は要介護5 781単位
(-) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i～iii (略) b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 747単位 ii 要介護2又は要介護3 847単位 iii 要介護4又は要介護5 970単位	(-) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i～iii (略) b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 700単位 ii 要介護2又は要介護3 800単位 iii 要介護4又は要介護5 923単位
ロ～レ (略) 2・3 (略)	ロ～レ (略) 2・3 (略)

- 2 -

